

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第15回 2020年2月



感染問題の防止・抑制支援、関連社会保険政策の公布

本アラートの分析対象法規：

- 「新型コロナウイルス性肺炎感染問題の防止・抑制期間における社会保険取扱業務の着実な実施に関する人的資源社会保障部弁公庁の通達」(人社庁明電[2020]7号、以下「人社7号」)
- 各地が感染問題の防止・抑制業務について公布した関連政策

2020年年初から、中国は一丸となって新型コロナウイルス性肺炎感染問題に立ち向かっている。人的資源及び社会保障部は、感染問題の防止・抑制業務を支援するため、2020年1月30日付けで「新型コロナウイルス性肺炎感染問題の防止・抑制期間における社会保険取扱業務の着実な実施に関する人的資源社会保障部弁公庁の通達」(人社庁明電[2020]7号、以下「人社7号」)を公布し、各地が国民生活と密接に関わる社会保険取扱業務を着実に実施するよう要請した。各地の省・市政府と人的資源及び社会保障庁(局)も当該政策に応じて、権益の確保及び感染問題の防止・抑制を社会保険業務の最重要課題として据えた。さらに、国務院常務委員会は2月18日の会議で、感染問題による企業への影響を軽減するために企業の社会保険費用を段階的に減免することを決定した。

主な内容及び要点の分析

人社7号通達は、国家の政策として積極的な指導の役割を果たし、感染問題収束後3ヵ月以内に社会保険料を納付することを了承し、保険加入者の個人権益に影響を与えない。

また、国務院常務委員会の会議では、養老保険、失業保険、労災保険の企業納付分を段階的に減免することを下記の通りに決定した。

- 湖北省以外の地域に対して、
 - 2月-6月の期間において中小零細企業の納付分を免除する
 - 2月-4月の期間において大企業の納付分を半免する
- 湖北省に対して、
 - 2月-6月の期間においてすべての社会保険加入企業の納付分を免除する

加えて、多くの地方政府も各地の状況に応じて現地企業に適した支援政策を公布した。ここでは主な地方支援政策の一部をご紹介します。

地方支援政策	適用省市
社会保険基数調整の延期	上海市、四川省など
社会保険納付比率の調整	上海市、広州市、四川省など
社会保険料納付猶予期間の延長	南京市、蘇州市、アモイ市、成都市、青島市など

- 社会保険基数調整の延期

一部の省市は社会保険基数の調整を延期するか、または直接2020年の社会保険納付基数を調整する。これらの措置は企業の社会保険納付コストの引き下げに直結する。具体的には下記の通りである。

省/市	社会保険基数調整
上海市	2019年の従業員社会保険納付年度を2020年4月1日から2020年7月1日に順延する
四川省	2020年四川省の企業従業員基本養老保険納付基数の下限を調整しない

- 社会保険納付比率の調整

社会保険納付比率の引き下げは企業の雇用コストを直接低減できる措置である。国務院常務委員会の会議で段階的な減免政策が確定されるに先立ち、一部の地方政府はすでに関連規定を公布した。具体的には下記の通りである。

省/市	社会保険基数の調整			
	医療	労災	失業	養老
上海市	0.5% ¹ 引き下げ			
広州市		50% ² 引き下げ	元の納付係数が0.6である場合、0.4にまで引き下げ、元の納付係数が0.8である場合、0.6にまで引き下げる ³	

¹ 2020年の従業員医療保険料の企業納付比率を一時的に0.5%引き下げる

² 2021年4月30日までの労災保険料の納付比率を50%引き下げる

³ 2020年の失業保険の変動比率を調整する

四川省	20%もしくは50%引き下げる。 引き上げる予定の企業に対する調整を先送りする ⁴	1%の基準で実施する ⁵	19%から制度的に16%に引き下げる
-----	---	-------------------------	--------------------

- 社会保険料納付猶予期間の延長

納付猶予期間	適用省市
最大6ヶ月まで ⁶	南京市、蘇州市、アモイ市、成都市、青島市
最大1年まで ⁷	青島市（通常、医療保険納付の延長期間は6ヵ月を上回ってはならない）

また、深セン市、湖南省長沙市、陝西省西安市など多くの市では失業保険料還付条件の緩和に関する政策を公布し、より多くの企業が失業保険料の還付を享受し、企業の負担を軽減する。浙江省各地は感染問題による影響を受けた社会保険加入企業を対象に、企業の被害状況に応じて1-3ヶ月間の社会保険料を還付する。

KPMGの所見

今回公布された社会保険関連政策は、感染問題の防止・抑制業務において社会的に注目される社会保険業務に関わる措置、特に社会保険料の納付猶予、企業の社会保険費用の減免などを適時に明確にした。多くの地方政府または人的資源及び社会保障関係部門も関連政策を公布し、企業の負担軽減を図っている。

企業は、現地政府と人的資源及び社会保障部門が公布した関連規定及び実施細則を積極的に把握・取得し、合法かつコンプライアンス遵守を前提とした社会保険の優遇政策を享受し、企業の正常な経営秩序が維持されるようにすべきである。


KPMGは皆さまと共にこの難関を乗り越えるため、常に税務及び社会保険に係る政策の最新動向に注視しながら、適時にその内容を解説いたします。企業並びに個人の方々は、政策の最新動向及び最前線の情報について何時でもKPMGまでお気軽にお問い合わせください。

⁴ 労災保険基金累計残高の納付可能月数が18ヵ月（18ヵ月を含む）-23ヵ月の統括地域及び納付可能月数が24ヵ月（24ヵ月を含む）以上の統括地域に対し、2018年の比率の段階的な引き下げを実施する以前の実行比率に基づきそれぞれ20%、50%引き下げる。労災保険変動比率の政策に従い引き上げる予定の企業に対する調整を先送りする。

⁵ 納付比率の引き下げ政策は2020年4月30日まで施行される。

⁶ 感染問題による影響を受け、生産経営が困難に陥ったため、社会保険料を納付できない企業を対象に、最大6ヵ月の猶予期間延長を承認し、かつ猶予期間における滞納金を免除する。

⁷ 感染問題による影響を受け、連続して3ヵ月以上従業員に最低賃金を支払えない企業、または3ヵ月以上正常な生産経営をできずに、従業員に生活費のみを支給する企業は、社会保険料納付猶予に関する規定に基づき、1年以下の納付猶予期間を申請できる。



共に新たなパワーを呼び込み、
租税のルートも自ずから広がって行く。

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

Matsuda Kensuke 松田 健輔

Director ディレクター

Email: kensuke.matsuda@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7034

華中・華東地域

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Shi Shirley 侍怡

Partner パートナー

Email: shirley.y.shi@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2105

Qian David 錢則徐

Director ディレクター

Email: david.qian@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3703

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 壺田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198

Zheng Nancy 鄭予輝

Director ディレクター

Email: nancy.zheng@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 7713